

書記長談話

建設アスベスト訴訟 神奈川第 1 陣、東京第 1 陣、京都第 1 陣、大阪第 1 陣の最高裁判決について

最高裁判所第 1 小法廷は、2021 年 5 月 17 日、建設アスベスト訴訟 4 事件(神奈川第 1 陣、東京第 1 陣、京都第 1 陣、大阪第 1 陣)において、国及び建材メーカーらの責任を認める判決を言い渡しました。

すでに東京第 1 陣訴訟、京都第 1 陣訴訟及び大阪第 1 陣訴訟において、国が申し立てた上告を不受理としており、また、京都 1 陣訴訟及び大阪 1 陣訴訟においても、原審責任が認められた建材メーカーらの上告を不受理としており、主要曝露建材について高いシェアを有する建材メーカーらの共同不法行為責任が確定していました。

今回の最高裁判決は、これらを前提として、国の責任期間や違法事由、一人親方等に対する国の責任を認める法理等を明らかにするとともに、建材メーカーらの責任期間や注意義務の内容、共同不法行為責任を認める法理等が明らかとなりました。

本判決は、建設アスベスト訴訟に関する初の最高裁判決であり、労働者だけでなく一人親方等に対する国の責任を認めた点において画期的な意義を有するものと高く評価できます。しかし、屋外作業者に対する国の責任を否定したことや責任期間で救済に線引きしたこと等は極めて不当であり、強く抗議するものです。

また、最高裁が建材メーカーらの共同不法行為責任を認めたことは、被害者が建材メーカーの行為と損害の間の因果関係の立証が困難である本件の特質を正しく受け止めたものとして高く評価することができます。

この最高裁判決により、国と建材メーカーの責任が法理的にも確定したことは、アスベスト被害で苦しむすべての建設従事者を救済する大きな成果であり、建設アスベスト被害の救済に向けた新たな一歩です。今回の成果を勝ち取ることができたのは、建設アスベ

スト訴訟原告、その家族、遺族原告の皆さんをはじめとした、関係者の皆様のご尽力、全国の仲間のご協力のおかげです。改めて、皆様に感謝と敬意を表します。

原告及びすべての建設アスベスト被害者を救済し、今後新たに出てくる被害者を救済するためにも、補償基金制度の創設が不可欠です。

全建総連は、建設アスベスト訴訟原告、その家族、遺族原告と連帯し、建設アスベスト早期解決と被害者の救済を求め、すべての建設アスベスト被害の根絶に向けて一層の支援・協力をしていくことを表明します。

2021 年 5 月 18 日
 全国建設労働組合総連合
 勝野 圭司

※※※ 全建総連ホームページより ※※※

熱中症の予防のために



- ◎直射日光・照り返しをさえぎり、風通しをよくする。
 - ◎日陰の風通しのよい休憩場所を確保し、長めの休憩と、状況に応じた臨時的休憩をとる。
 - ◎水分・塩分の補給を随時行なう。
 - ◎作業場所・作業内容を、状況によって変更できるように、柔軟な作業計画を立てる。
 - ◎透湿性・通気性の良い服装にする。
- など、励行しましょう！

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

組織人員の状況(人)

R3 年期首	4月末	5月加入	5月脱退(内死亡)	5月末	前月対比
1,660	1,574	5	5(2)	1,574	0

組織人員の減少は、組合のメリット低減に直結する大きな問題です。

みんなの声掛けで流れを変えよう！！

～全支部・分会で純増拡大を達成しよう～

住宅リフォーム支援補助制度の

活用で仕事の掘り起こしを！！

- 鶴岡市建築課 0235(25)2111
- 三川町建設環境課 0235(66)3111
- 庄内町建設課 0234(43)2211
- 大蔵村地域整備課 0233(75)2111

○ ファイリング用閉じ穴余白です

○

● **建設国保ご加入の皆さんへ** ●

<保険証の更新について>

保険証の更新に伴い、今年度も『令和3年度就労形態・業務内容・労災加入状況申告書』の提出をお願い致します。例年通り、配布と回収は各支部・分会で行なって頂くこととなります。記入方法につきましては、申告書に添付してある**<記入例>**(白色)をご覧ください。保険証更新がスムーズに行なえます様、ご協力よろしくお願い致します。

※保険証更新時期が7月末になっております。申告書の提出締切日等、ご注意ください。

<高齢受給者証の更新について>

(70歳～74歳)

現在お持ちの『被保険者証兼高齢受給者証』の有効期限は、令和3年7月31日となっております。

対象者の方には、6月中頃に封書にてご案内させていただきます。案内が届きましたら、お早目にお手続きをお願いします。

新しい『被保険者証兼高齢受給者証』は7月下旬に建設国保組合より組合員さんのご自宅に郵送されます。よろしくお願い致します。

***** 青年部からのお知らせ *****

第17回 青年部 湯野浜海水浴場

清掃ウォーキング

青年部主催の上記“ウォーキング”を今年も下記の日程において実施致します。今年も昨年同様に新型コロナウイルス感染拡大防止により『**青年部のみ参加**』となります。青年部以外の組合員、ご家族の方の参加はご遠慮頂きます様お願い申し上げます。

実施日 7月4日(日)午前8時30分集合
(雨天決行)

会場 湯野浜海水浴場
(湯野浜小学校側海岸駐車場)

参加費 無料(参加者に粗品[飲料]を進呈)

持ち物 **軍手・カップ等は各自準備する。**

申込み 6月25日(金)まで青年部部長 又は 田川建労に申し込んで下さい。

(粗品準備の都合上厳守)

活動にあたっての注意

タバコの吸殻など自分達自らゴミを増やすような行為は行わない。漂流物に刃物や医療用注射針などが混在している可能性があるので十分注意する。

組合主催定期健康診断のお知らせ

毎年8月に行っている組合主催定期健康診断を下記の日程で行います。この機会に、是非、受診下さい。

日 時 ; 令和3年8月2日(月) AM
受付時間は後日管理センターより案内があります
場 所 ; 庄内町商工ふれあい会館
『コア・アルザ』

申込締切 ; 7月2日(金)

申込書を田川建労へ持参又はFAX(0235-22-3370)でお申込み下さい。

※今月の配布物で庄内町地域の支部・分会に所属の皆さんへ申込書を配布しております。他の支部・分会の皆さんもご希望があれば受診できます。田川建労へお問い合わせください。(☎0235-22-2832)

※状況によっては変更になる場合もあります。

建設国保

胸部レントゲン再読影対象者の変更について

庄内地区健康管理センターでの組合主催定期健康診断の中で希望者を対象に『胸部レントゲン再読影』を行っておりますが、**令和3年度受診分より、40歳以上の希望者が対象となります。**対象となる方で、希望される方は健康診断申込時に裏面の同意書兼問診票をご記入下さい。尚、鶴岡協立病院で健康診断を受診し、再読影を希望される方は、健康診断受診後に田川建労にて同意書兼問診票をご記入下さい。

組合員の明暗 (敬称略)

◆お悔やみ申し上げます

安在 安吉(加茂/大工)5月12日死去84歳
阿部 勝義(鶴岡/大工)5月30日死去69歳

※組合共済申請を基に掲載しています。

5月加入者・促進者 (敬称略)

○新しい仲間 **【促進者】**

小林 太 (鶴岡/大工) 【 - 】
遠藤 修一 (楡引/足場組立工) 【鶴岡一難波俊勝】
海藤 蘭丸 (立川/大工) 【立川一海藤 洋】
齋藤 好一 (藤島/大工) 【 - 】
遠田 昌一 (湯温海/豊工) 【 - 】

【加入5名、脱退5名(死去者2名)

組合員総数 1,574名】

○ ファイリング用閉じ穴余白です

○

講習会のお知らせ

★労働基準協会連合会 023-674-0204

- 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者講習
 - 7月15日～16日 酒田会場
 - 8月11日～12日 山形会場

★建設業労働災害防止協会 鶴岡 0235-22-2364
酒田 0234-33-0702 寒河江 0237-83-2211

- 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転技能講習
 - 9月2日～3日 寒河江会場
 - 9月14日～15日 寒河江会場
- 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
 - 7月13日 寒河江会場
- 高所作業車運転技能講習
 - 7月1日～2日 寒河江会場
 - 8月17日～18日 寒河江会場
- 小型車両系建設機械運転(整地・運搬等)特別教育
 - 9月21日～22日 寒河江会場
- 自由研削用といし(グラインダ-等)の取替等業務特別教育
 - 7月13日 米沢会場
- フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
 - 9月13日 寒河江会場

★陸上貨物運送事業労働災害防止協会
023-676-5560 庄内分会 0234-33-1770

- フォークリフト運転技能講習
 - 7月20日・21日(特大) 酒田会場
 - 7月20日・26日～28日 "
 - 7月20日・29日～31日 "
- はい作業主任者技能講習
 - 6月24日～25日 天童会場

★ボイラ・クレーン安全協会 023-664-0085
酒田分室 0234-24-8737

- 玉掛け技能講習 (内3日間)
 - 6月26日～30日 山形会場
 - 8月2日～9日 余目会場
- 床上操作式クレーン運転技能講習 (内3日間)
 - 7月1日～2日・5日～9日 山形会場

※いずれも予定です。お問合せ・申込みはお早目に。

資格証持参で組合補助金が適用になります。

例：作業主任者 5,000 円/特別教育 2,000 円ほか

☆...☆...☆...☆...☆...☆...☆...☆...☆...☆

建退共掛け金に変更になります

令和3年10月より、証紙が310円から320円に変更され、9月集金分(10月分)から集金額も下記となります。

令和3年9月集金から 8,100円
(サービス期間 6,500円)

山形県若手大工育成支援プログラム(サポート事業)

【入職1年目(R2.5.1～R3.4.30)の方対象】

就職から5年の間に、二級建築大工技能士の取得や墨付け・手刻みなどの技能習得を目指す。認定された大工のうち、一定の技能を習得した方に1年目10万円、3年目以降20万円を直接交付する。

詳しくは、山形県住宅情報総合サイト【タテッカーナ】又は、山形県県土整備部建築住宅課 建築行政担当TEL023-630-265 まで

山形県大工認定制度のご紹介

山形県は、高い技術と経験を有する大工技能者を木造建築「技能の匠」・木造建築「熟練の匠」として認定しています。

詳しくは、【タテッカーナ】又は、県建築住宅課 建築行政担当TEL023-630-265 まで

顕彰制度への推薦・対象者調査のお願い

下記顕彰制度に該当する方を募集しています。各要件に該当する方をお知らせ下さい。

●鶴岡市卓越技能者表彰

- ①本市に住所を有し、卓越した技能を有するもの
- ②技能を通じて労働者の地位の向上及び産業の発展に寄与したもの
- ③その卓越した技能を必要とする職業に関して、15年以上の経験を有し、かつ現に当該職業に従事しているもの

- ④勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められるもので、過去において禁錮以上の刑に処せられたことのないもの

●山形県「木造建築伝承の匠」知事表彰

- ①木造住宅建築にすぐれた技能、知識、経験を有する大工
- ②後継者を3人以上育成した実績を持つ者
- ③県内に在住している者
- ④禁固以上の刑に処せられたことのない者
- ⑤破産、後見開始及び保佐開始の審判を受けていない者

全建総連ポケットティッシュ活用のごお願い

全建総連作成のポケットティッシュを各種工事などに伴う近隣住民へのご挨拶の際などに、ご活用頂ける方に分配いたします。ご協力いただける方は、組合までお出で下さい。無くなり次第終了となります。